

三春ダム周辺の賑わいの場の創出に向けて！ ～福島県内初！三春ダムにおいて 都市・地域再生等利用区域を指定しました～

東北地方整備局は、三春町からの要望を踏まえ、福島県内では初めてとなる、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定（河川のオープン化）を本日付けで行いました。

今回の河川のオープン化を機に、三春町では、三春町大字西方の石畑地区を「アウトドア・アクティビティ」をキーワードに、地域の食文化等を楽しむ場所やキャンプ施設などアウトドア・アクティビティを体験できる場所など賑わいの場を一体的に創出することで、周遊・回遊性を高め、より魅力的な多くの方々が訪れるエリア整備を行っていきます。

なお、東北地方整備局管内において当該指定は、長井ダム（山形県長井市）、名取川水系名取川閑上地区（宮城県名取市）について3例目となります。

◀ 添付資料 ▶

- （別添1）都市・地域再生等利用区域（河川のオープン化）三春ダム周辺の位置図
- （別添2）都市・地域再生等利用区域（河川のオープン化）の指定計画概要
- （別添3）都市・地域再生等利用区域制度の概要

◀ 発表記者會 ▶

- <宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>
- <郡山市記者クラブ>

◀ 問い合わせ先 ▶

【区域指定の制度（別添3）に関する事】

国土交通省 東北地方整備局 河川部
仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 電話 022(225)2171（代）
水政課長 だんうら 檀浦 ともまさ 智正（内線3551）
水政課 課長補佐 あづま 吾妻 としひで 俊秀（内線3553）

【河川のオープン化により実施する内容（別添2）に関する事】

福島県三春町役場
福島県田村郡三春町字大町1-2 電話 0247-62-2111(代表)
企画政策課長 わたなべ 渡辺 あつし 淳（課直通電話 0227(62)1122）

【三春ダムに関する事】

国土交通省東北地方整備局 三春ダム管理所
福島県田村郡三春町大字西方中ノ内403-4 電話 0247(62)3145（代）
所長 おおかわら 大河原 まさよし 正吉（内線201）

別添1

「都市・地域再生等利用区域」の指定（河川のオープン化） 三春ダム周辺の位置図



「出展：地理院地図に施設名等を追記して掲載」

別添2

計画概要（三春町が取り組む三春ダム周辺の賑わいの場の創出）

三春町では、「アウトドア・アクティビティ」をキーワードに、三春ダム周辺の豊かな地域資源等をさらに活用した賑わいの場の創出を目指しています。

具体的には、地域の特産品や農産物の販売、伝統食の提供などを行う三春の里田園生活館から三春ダムさくら湖のエリアまでを基本として、**地域の食文化等を楽しむ場所やアウトドア・アクティビティを体験できる場所など賑わいの場を一体的に創出**することで、周遊・回遊性を高め、より魅力的な、多くの方々が訪れるエリアを整備していきます。

1 区域指定箇所・整備及び利用計画

区域指定箇所：福島県田村郡三春町大字西方字石畑地内

整備計画：

- ①ユニットキャンプ10棟
- ②区間サイトキャンプ5区画
- ③カヤック艇庫1棟
- ④浮棧橋1基
- ⑤その他（スロープ、照明器具、上水道、排水路及び排水処理施設、電気配線）



利用計画：

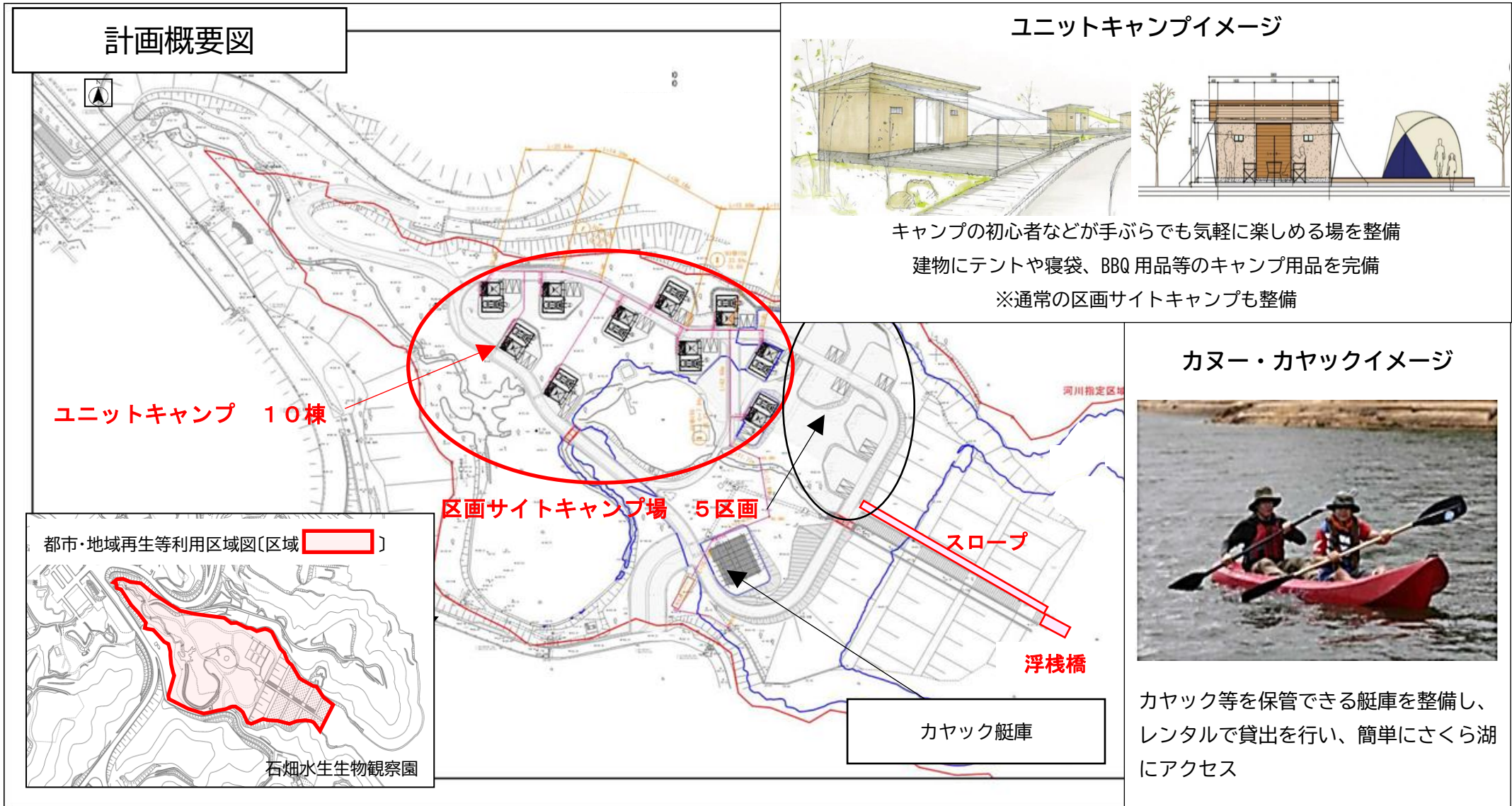
都市・地域再生等利用区域内となる石畑水生生物観察園は、現在、自然観察が体験できる場として利用されていますが、そうした機能は維持したうえで、三春ダムのさくら湖に隣接しアクセスがしやすいこと、また、さくら湖を眺望できる場所でもあることから、自然観察と併せ、**キャンプやカヤック等のパドルスポーツなど、多くの方々が楽しめる場所として整備**します。

また、都市・地域再生等利用区域外における町有地に整備する施設として、三春の里田園生活館付近に、アウトドアメーカーである（株）モンベルのストアや三春町の名誉町民であり、女性初のエベレスト登頂を実現した故 田部井淳子さんの記念館、サイクリングを楽しむためのレンタサイクルや観光情報の提供等の機能を持つ**「アウトドア・アクティビティの拠点」となる施設を整備**します。

2 オープンの時期（予定）

都市・地域再生等利用区域に整備する「キャンプ」や「カヌー・カヤック」を楽しむ施設は、**令和6年11月以降の工事開始を予定しており**、アウトドア・アクティビティの拠点となる施設と併せて、**令和7年度のできる限り早期のオープンを目指します。**

都市・地域再生等利用区域に整備する施設の概要(区域の内に整備する施設)



※ 石畑水生生物観察園や周辺の水辺空間における環境との調和など、良好な水辺空間を確保しながら、既に行われている「三春ダムさくら湖」周辺の環境を楽しむための様々な取組みにくわえ、新たな取組みとしてユニットキャンプ等のアウトドア・アクティビティの環境整備を進めます。

アウトドア・アクティビティの拠点施設の概要(区域の外に整備する施設)

現在建設工事中のモンベルストア等の機能を有する拠点施設のイメージ



延床面積 1787.89㎡

1階 1007.00㎡ 2階 780.89㎡

機能イメージ

モンベルストア



高さ約 8m
クライミングピナクル



福島県内のアウトドア等の観光案内、
レンタサイクル、キャンプ場・カヌー・
カヤック場の受付 等



三春町の名誉町民である田部井淳子氏の
功績を後生に残した遺品等の展示



別添3

河川空間のオープン化（都市地域再生等利用区域の制度）について

〈制度の概要〉

河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところですが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店などの営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となりました。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受け、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うこととなります。

【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】

広場・イベント施設・船着き場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）
日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

「都市・地域再生等利用区域」の指定～利用までのフロー

